

令和7年度 第1回市川市健康都市推進協議会

日時：令和7年7月28日(月)

午前1時30分から3時

場所：市川市役所第1庁舎5階第1委員会室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

報告1 要綱の一部改正について（報告）

議題1 現行市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）の最終評価について

議題2 次期市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）のスケジュールについて

議題3 次期市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第3次）の骨子案について

4 閉 会

市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱

市川市健康都市推進協議会設置要綱（平成15年12月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての市民が安心して健やかに生活することができる健康都市を目指して、市民、事業者及び市の連携を図るために開催する市川市健康都市推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「健康都市」とは、市民の健康の増進をまちづくりの中心に据え、かつ、その目的を達成するため、市民、事業者及び市が相互に協力する都市をいう。

（意見交換事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換又は情報交換を行うものとする。

- (1) 健康都市に係る事業に関すること。
- (2) 市民等の健康の増進を図るために行われている自主的な活動に関すること。
- (3) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (4) 健康増進計画に策定及び変更に関すること。
- (5) その他健康都市に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療、福祉、文化、スポーツ等に関する団体の推薦を受けた者
 - (2) 学識経験のある者
- 2 協議会の構成については、おおむね2年ごとに見直すものとする。
- 3 市長は、必要に応じて、協議会に関係者の参加を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の進行等)

第5条 協議会の会議は、協議会の出席者のうちから座長を選出し、進行するものとする。

(謝礼の支払)

第6条 協議会の出席者には、その都度9,100円の謝礼を支払うものとする。

(事務)

第7条 協議会の事務は、企画部健康都市担当推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

市川市健康増進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康増進に関する施策を計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）及び国民の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第430号）に基づく市川市健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するため、市川市健康増進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他、計画の策定及び変更に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、健康都市推進課長及び別表に掲げる組織に属する職員をもって組織する。

(策定会議の招集等)

第4条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、健康都市推進課長が招集し、議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に協議事項に関する職員を出席させ、意見を求めることができる。

3 議長は、会議において協議を行った事項について、市内の関係団体から意見を聴取するため、市川市健康都市推進協議会（市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱（平成23年4月1日施行）第1条の市川市健康都市推進協議会をいう。）の開催を市長に求めるものとする。

4 議長は、前項の規定による意見を尊重し、これを計画に反映させるように努めるものとする。

(事務)

第5条 策定会議の事務は、企画部健康都市推進課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

策定会議の構成

部	課等	人数
スポーツ部	スポーツ推進課	1人
こども部	こども施策課	1人
	こども家庭相談課	1人
福祉部	地域共生課	1人
	地域包括支援課	1人
	介護保険課	1人
保健部	保健医療課	1人
	保健センター健康支援課	1人
	国保年金課	1人
学校教育部	保健体育課	1人
計		10人